

○分収造林特別措置法の施行について

(昭和33年5月6日 33林野第5065号)
(農林事務次官より都道府県知事あて)

今般法律第57号をもって分収造林特別措置法が公布、即日施行せられたので、これまでの森林所有者による造林事業の推進のほか、本法の運用により分収造林契約の締結を促進し、もって造林事業の推進を図ることとし、その大綱について別紙「分収造林推進要綱」が定められたから、本要綱によって適正な分収造林事業の実施を指導勧奨されたい。なお、特に下記事項に充分御留意の上指導上遺憾のないようにされたい。

以上命により通達する。

記

- 1 既往の分収造林契約は、その態様がきわめて区々であり、その円滑な履行を保し難いものあるいは契約の適正化の見地から好ましくないものも存するので、この際、分収造林推進要綱にもとづいて、なるべくかかる契約の改訂を勧奨指導されたい。
- 2 分収造林特別措置法第2条及び分収造林推進要綱により電気事業者を契約当事者とする分収造林契約の締結をあっせんする場合にはあらかじめ所轄の通商産業局長と充分協議の上これを行なうよう特に慎重を期せられたい。
- 3 分収造林契約に基く造林に関する税法上の取扱については、近く所得税法施行規則の改正および国税庁通達をもって次の通り措置される予定である。

(1) 分収造林所得の所得税法上の取扱

分収造林特別措置法第1条の分収造林契約にもとづいて分収する金額は、原則として山林所得の総収入金額とする。(所得税法施行規則の改正)

(2) 費用負担者の負担費用の法人税法上の取扱

私法人の行なう造林投資に関する租税特別措置法第50条の規定による特別償却制度並びに私法人であって、現に輪伐的経営を行ない又は将来輪伐的経営に移行すると認められる森林経営者の造林投資中保育及び管理に要する費用を経費に算入する旨の国税庁通達は、いずれも費用負担者として分収造林契約の当事者となっている私法人の負担費用についてもその適用があることを明らかにする。(国税庁通達)

分 収 造 林 推 進 要 綱

第1 目 的

森林資源造成のため人工造林地の急速な拡大を図ることが刻下の急務であるのにかんがみ、その施策の一環として分収造林方式による造林事業を推進し、昭和55年度末までに、この方式による約50万町歩を達成することを期するものとする。

第2 契約の態様

分収造林契約には、土地所有者、造林者及び費用負担者の三者又は右の三者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する四種の態様があるが、このうち三者契約及び土地所有者と造林者との二者契約の二種について重点的にその締結の勧奨と指導に努めるものとする。

第3 対象地

1 対象地

分収造林を推進すべき対象地は、原則として普通林であって次にかかげるものとする。

- (1) 人工造林を相当とする林野のうち、その土地所有者が分収造林契約の締結を希望するもの。
- (2) 森林区実施計画により土地所有者に対し人工植栽の義務が課せられた林地のうち、その義務が履行されないもの。

2 対象地の公表

対象地については、必要に応じ次の事項を公表する等の措置を講じ分収造林契約の締結に便ならしめるものとする。

- (1) 所有者別の所在、地番及び面積
- (2) その林野の地況の概要
- (3) その土地に適する樹種
- (4) その他必要な事項

第4 契約締結のあっせん

1 あっせん及び勧奨

都道府県知事は、契約当事者となろうとする者の申出（費用負担者の費用負担によって造林しようとする造林者にあつては、その費用負担者との連名による申出）があつた場合においてこれを相当と認めるときは、その者の希望を参酌し既に申出のあつた者、その他の者のうちから適当な契約の相手方を選んで、適正な分収造林契約が締結されるようあっせんするものとする。

なお、特に第3の1の(2)の土地所有者に対しては、その土地について確実に造林が行われることを旨としてその土地所有者に対し、積極的に契約締結を勧奨するものと

する。

2 あっせんの順位

土地所有者が分収造林契約を締結すべき相手方の選択について特に希望を有しない場合であって、同一の土地について造林者となることを希望する者が競合する際には、その土地について造林を行なうに十分な能力を有する者のうちから次の優先順によりあっせんするものとする。

- (1) 農林業者の組織する法人，市町村民の組織する団体，市町村又は学校設置者
- (2) 農林業者
- (3) 関連事業者（木材の生産又は加工の業務を営む者及び木材を原料又は資材として利用する事業を営む者）又は受益事業者（森林の存在により直接利益を受ける事業を営む者）
- (4) その他の者

この場合において同順位の者が競合するときは，その者の住所若しくは居所又は業務に従事する場所とその土地との地理的關係を勘案して最も適当と認められるものを優先させるものとする。

3 あっせんの基準

都道府県知事は，1のあっせんを行なうについては，次の基準にしたがって，模範契約例を作成する等の方法により，適正な分収造林契約が締結されるよう指導につとめるものとする。

- (1) 土地所有者は，造林者のためにその土地を造林の目的に使用する権利（特別の事情がある場合を除き，地上権）を設定する義務を負うこと。
- (2) 造林者は，その土地に一定の樹木を植栽（は種を含む。以下同じ。）するとともに，その樹木の保育及び管理を行なう義務を負うこと。
- (3) 費用負担者は，造林者に対し，植栽，保育及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。
- (4) 植栽，保育及び管理に要する費用の負担区分を明確に定めること。
- (5) 各契約当事者は，一定の割合により造林による収益を分収するものとし，その割合は，前号の費用の見込額及びその負担区分，近傍類似の土地の地代そのた経済事情を参酌して明確に定めること。
- (6) 植栽された樹木は，各契約当事者の共有とし，各共有者の持分の割合は分収の割合に等しいものと定めること。
- (7) 契約の存続期間及びその土地を造林の目的に使用する権利の設定期間を適正かつ明確に定めること。
- (8) その土地に適した植栽樹種並びに植栽及び保育の方法を定めること。
- (9) 契約の際にその土地に存する樹木で引き続き生育させるもの及び植栽着手後天然に生じた樹木の帰属を明確に定めること。

- (10) 契約にもとづいて植栽された樹木の伐採及び販売の時期及び方法並びに収益の配分の方法明確に定めること。
- (11) 契約にもとづいて植栽された樹木の販売予定価格の算出方法を適正に定めること。
- (12) 土地を造林の目的に使用する権利及び樹木の共有権は、契約当事者全部の同意がなければ譲渡し又は担保に供することができない旨を定めること。
- (13) 契約の解除の原因となるべき事項を明確に定めること。
- (14) 契約の内容の改訂又は履行に関する紛争について、各契約当事者が都道府県知事のあることを希望する場合には、その旨を定めること。
- (15) 契約にもとづいて植栽された樹木の優先買受権を契約当事者その他特定の者に与える場合には、その旨を定めること。

4 都道府県が契約当事者となる場合

都道府県知事は、土地所有者又は費用負担者の希望があるときは、特に支障がない限り、都道府県が当事者となって、適正な分収造林契約を締結するようにつとめるものとする。

第5 指導及び援助

1 指導及び助成

都道府県知事は、分収造林契約による造林事業の実行については、一般の造林事業に準じ、所要の指導及び助成を行うものとする。

2 紛争解決のあっせん

都道府県知事（都道府県が契約当事者である場合は農林大臣）は、分収造林契約の内容の訂正又は履行に関して当事者間に紛争が生じたときは、当事者の申出に応じて、紛争の解決のあっせんにつとめるものとする。

3 契約の届出

都道府県知事は、1の指導及び助成並びに2のあっせんを行なうための参考に供するため、分収造林契約の当事者が契約の成立次第その旨を契約書の写をそえて届け出るよう指導するものとする。

第6 特例措置の運用

1 公有林の使用

公有林については、分収造林特別措置法第4条の規定によって地方自治法第213条の特例が設けられたので、その趣旨の普及徹底をはかり、分収造林の対象地として適当であると認められるものについては、積極的に契約の締結を勧奨するものとする。

なお、特に市町村有林（部落有林を含む。）に関しては、権利関係が複雑であり、かつ、部落民の薪炭採草等日常生活に密接な関係を有するものが多いので、分収造林契約を締結するに当たっては、山村の土地利用区分について適正を期するとともに、関係部落等の利用権者の納得を得た上で行なうよう指導に努めるものとする。

2 共有樹木の分割請求の制限

分収造林契約にもとづいて共有となっている樹木については、分収造林特別措置法第3条により、同法施行前に契約せられたものを除き民法第256条第1項(共有物の分割請求)の規定の適用が排除され、共有者の一方が分割を請求しても他の共有者がこれに応じない限り分割出来ないこととなっている。ただし、当事者間で分割請求権を留保する特約も可能であるが、このような特約は、契約の安定性を害する恐れが極めて大きいので、なるべくかかる特約をさけるよう指導するものとする。